

海外療養費支給申請のご案内

海外渡航中、急病やけが等でやむを得ず現地の医療機関で診療を受けて医療費を支払った場合、申請により医療費の一部（療養費）の支給を受けることができます。

申請書類には、診療を受けた現地の医療機関・医師の記入、署名が必要なものがあります。海外への渡航の場合は、必要になったときに備えて、「医科診療内容明細書」「医科領収明細書」「歯科診療内容明細書兼領収明細書」「国際疾病分類表」を携帯することをお勧めします。

1 支給対象

支給対象は、日本で保険診療として認められている医療行為に限られます。

次のものは、支給対象外です。

- ・ 治療目的で渡航した場合
- ・ 美容整形
- ・ 予防接種・健康診断・検診
- ・ 患者が自ら購入した薬（医師の診断、処方に基づかないもの）
- ・ 日本で保険診療が認められていない治療や薬
- ・ 先進医療
- ・ 故意、けんか、泥酔、飲酒・無謀・無免許運転によるけが等の治療
- ・ 第三者の行為によるけが等の治療

2 申請書類

申請には以下の書類等が必要です。

(1) 海外療養費支給申請書

申請書は、被保険者・医療機関・診療月・入院・外来ごとに作成してください。

(2) 医科診療内容明細書（Form A）と医科領収明細書（Form B）

(3) 歯科診療内容明細書兼領収明細書（Form C）

(4) (2)、(3)の日本語の翻訳文

翻訳者の住所・氏名・連絡先を記載してください。

(5) パスポート（原本）等渡航記録がわかるもの

本人確認ができる部分と、渡航期間が分かる部分を市区町村で複写します。

(6) 海外療養費に関する調査に係る同意書

(7) 領収書（原本）

(8) 預貯金通帳など振込先の分かるもの

(9) マイナ保険証又は資格確認書

※ 書類等に不備がある場合は審査ができず、支給できないことがあります。

3 支給額

療養費の支給額は、

日本国内の保険医療機関等で同じ傷病の治療を受けたと仮定して日本の基準で計算した額と、
現地で支払った医療費を支給決定日の為替レートで日本円に換算した額を比べ、
どちらか低い額から一部負担金相当額を差し引いた額を支給します。

4 注意点

- 治療費を支払った日の翌日から起算して2年を経過した場合は、時効となります。
- 海外へ振り込むことはできません。日本国内の金融機関口座を指定してください。
- 海外の公的保険から給付を受けて医療費を負担していないときは、支給しません。
- 海外旅行傷害保険等が医療費を医療機関に給付したときは、支給しません。
- 海外で居住し、日本での生活実態がない方は、国外転出の届けが必要です。市区町村の住民基本台帳担当課に相談してください。
- パスポートを紛失し、又は空港で自動化ゲートを利用したため、パスポートで日本及び渡航先の出入国が確認できない（スタンプがない）場合は、法務省から出入国記録の開示を受け、申請書に添付してください。
- 海外療養費に関する調査に係る同意書は、現地医療機関に照会（実態調査）を行う際に使用されます。

出入国記録の開示請求手続（法務省ホームページ）

法務省 出入国開示請求

検索

